

9.3 緑

9.3.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.3-1 に示すとおりである。

表 9.3-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①緑の状況 ②生育環境 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	植栽内容及び緑の量の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 緑の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

ア. 植生等の状況

調査は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」（平成 11 年～ 環境省自然環境局生物多様性センター）の既存資料の整理によった。また、現地調査により、計画地及びその周辺の植栽樹種の状況等を確認した。調査は、平成 26 年 8 月 6 日に実施した。

イ. 緑の量の状況

調査は、現地踏査により植生の把握を行い、緑の面積は、高木・中木・低木層の緑被面積を整理した。緑の体積は、緑被面積に高木・中木・低木層の平均高を乗じて整理した。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

調査は、「地形図」（国土地理院）、「土地条件図」（平成 25 年 8 月 国土地理院）の既存資料の整理によった。

イ. 気象の状況

調査は、東京管区気象台の気象データの整理によった。

ウ. 地域社会とのつながり

調査は、当該地域の利用状況において、緑の有する機能とのかかわりの整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」（平成 25 年 5 月 東京都都市整備局）等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等の法令等の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「緑施策の新展開」（平成 24 年 5 月 東京都）、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都）等の計画等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 緑の状況

ア. 植生等の状況

既存資料による計画地及びその周辺の現存植生の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 5)植生の状況」(p. 36 参照)に示すとおりである。計画地は主に「ゴルフ場・芝地」であり、夢の島公園は「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」に区分されている。また、夢の島公園の西側に位置する総合運動場には「ゴルフ場・芝地」が広がっている。夢の島公園の東側は工場地帯であり、夢の島大橋の北側及び一般国道 357 号(湾岸道路)の南側は「市街地」となっている。

現地調査結果によると、計画地内は円形広場にシバ群落が広がり、これを囲むように常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽が広がっている。計画地の南側は落葉広葉樹や混交林のまとまった植栽樹林が広がり、駐車場を挟んで一般国道 357 号(湾岸道路)沿いには帯状に常緑針葉樹と常緑広葉樹の植栽が広がる。また、計画地の北側には夢の島熱帯植物館、東側には BumB 東京スポーツ文化館と新江東清掃工場があり、人工構造物となっている

イ. 緑の量の状況

計画地内は夢の島公園内であり、計画地内の植生は、常緑広葉樹、落葉広葉樹のほか、円形広場を中心としたシバ群落がひろがる。計画地における緑の面積は約 5,000m²であり、体積は約 50,000m³である。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 2)地形・地質の状況」(p. 29 参照)に示したとおりである。計画地は沖積低地に位置し、埋立てによる人工地盤の区域となっている。計画地及びその周辺の標高は、地盤面が T.P. +4m 程度の平坦な地形である。

イ. 気象の状況

気象の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 6)気象の状況」(p. 39 参照)に示したとおりである。東京管区気象台における年間降水量は 1,528.8mm、年平均気温の平年値(昭和 56 年～平成 22 年)は 15.4℃である。

ウ. 地域社会とのつながり

(ア) 計画地及びその周辺の歴史

計画地及びその周辺が位置する夢の島公園は、昭和 53 年 10 月 1 日に開園された都市公園であり、面積は 433,212.23m²である。

園内には陸上競技場などのスポーツ施設、バーベキュー広場があり、総合スポーツ・文化施設「BumB 東京スポーツ文化館」、夢の島熱帯植物館、第五福竜丸展示館等を備えている。また、公園の北岸には夢の島マリーナがあり、スポーツや憩いに加え文化・教育的要素のある東京港内の行楽エリアとなっている。

(イ) 注目される樹木等

計画地及びその周辺で注目される樹木等はなかった。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 7)土地利用の状況」(p. 39 参照)に示したとおりである。

計画地の土地利用は公園・運動場等となっている。また、計画地周辺の土地利用は、夢の島公園の東側は工場地帯であり、夢の島大橋の北側及び一般国道 357 号(湾岸道路)の南側は供給処理施設、倉庫・運輸関係施設、事務所建築物や教育文化施設等の混合用途の市街地となっている。

4) 法令等による基準等

都市緑地法等の緑に関する法令等については、表 9.3-2 に示すとおりである。

表 9.3-2 緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
東京における自然の保護と回復に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 216 号)	(目的) 第一条 この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。 (緑化計画書の届出等) 第十四条 千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、二百五十平方メートル以上とする。)において建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築その他の規則に定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則に定める基準に基づき、緑化計画書(地上部及び建築物上の緑化についての計画書)を作成し、知事に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項及び第五項、第四十八条第一項並びに第四十九条第一項に定める行為については、この限りでない。
江東区みどりの条例 (平成 11 年江東区条例第 36 号)	(目的) 第 1 条 この条例は、江東区を健全で恵み豊かなみどりにあふれたまちにするため、みどりの育成と保全に係る措置を講じ、もって区民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。 (建築行為等に係る緑化計画) 第 8 条 規則で定める規模以上の敷地について規則で定める建築行為等を行おうとする者は、事前にその行為に係る敷地の緑化に関する計画書(以下「緑化計画書」という。)を区長に提出し、認定を受けなければならない。 2 前項の緑化計画書は、規則で定める緑化基準に適合するものでなければならない。

5) 東京都等の計画等の状況

緑に関する東京都の計画等については、表 9.3-3 に示すとおりである。

表 9.3-3 緑に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
緑施策の新展開 (平成 24 年 5 月 東京都)	緑の「10 年後の東京」(平成 18 年)の折り返し地点を迎え、これまでに取り組んできた緑施策を踏まえ、同計画では、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京の実現に向け、東京都が取り組んでいる様々な施策の整理がなされたものである。
植栽時における在来種選定ガイドライン (平成 26 年 5 月 東京都)	東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物(以下「在来種」という。)を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っている。本ガイドラインは、都民や事業者が緑化をする際に参考となるものとして作成されている。
江東区みどりと自然の基本計画 (平成 19 年 7 月 江東区)	「江東区みどりと自然の基本計画」は、都市緑地法第 4 条に記されている「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」として、今後 20 年間の江東区における「みどりと自然のまちづくり」を進めていくためのガイドラインとなるものである。 臨海地区の取り組み方針を『東京湾の水面を取り込み、みどりが映える新たな都市空間を創造するまち』とし、今後の都市開発の際に緑化を積極的に進めていくことや、防災拠点としての緑、豊洲・有明北地区への適正な都市公園の整備等を掲げている。
夢の島公園マネジメントプラン (平成 27 年 5 月 東京都建設局)	「夢の島公園マネジメントプラン」は、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めている。 目標 1: 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて準備する都立公園 目標 2: 日本の熱帯植物を後世に引継ぎ世界に発信する都立公園 目標 3: 民間活力の導入による新たな魅力を持った都立公園 目標 4: 地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園 目標 5: スポーツによる健康づくりの場となる都立公園
江東区 CIG ビジョン (平成 24 年 7 月 江東区)	「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」の実現を目指し、「江東区 CITY IN THE GREEN」の更なる推進のため、目指すべき都市像を示す「江東区 CIG ビジョン」が策定されている。同ビジョンでは、目指すべき都市像として「まちづくり」「文化創造」「区民生活」「協働」「基金活用」の 5 つ視点でビジョンを掲げている。 <5 つのビジョン> 1. 緑の施策の強化により「緑の中の都市」が実現している(まちづくり) 2. 江東区ならではの「緑を育む文化」を創造している(文化創造) 3. 「緑に親しむライフスタイル」が定着している(区民生活) 4. 区民・事業者・行政が一体となって推進している(協働) 5. 「みどり・温暖化対策基金」を積極的に活用している(基金活用) 「江東区 CITY IN THE GREEN」は、本区の緑化推進事業の総称であり、「江東区 CITY IN THE GREEN」により、区民の緑への愛着を育み、憩いのある都市空間を創出するとともに、地球温暖化やヒートアイランド現象の防止にも貢献することを目指している。

9.3.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 植栽内容（植栽基盤等）の変化の程度
- 2) 緑の量（緑被率や緑化面積等）の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020年東京大会の実施に伴う建設工事等での改変や施設撤去後の現状回復等において、緑に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、2020年東京大会の実施計画を基に、緑の変化の程度を把握して予測する方法によった。

(5) 予測結果

1) 植栽内容の変化の程度

計画地内は夢の島公園内の円形広場周辺であり、常緑広葉樹（マテバシイ）、落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）の植栽が存在する。

事業の実施に伴い、現状の約 480 本の植栽樹のうち、低木を含めた約 440 本が伐採されるが、計画地周辺には常緑広葉樹（マテバシイ）をはじめとする同様の植栽樹が生育しており、これらの公園内の植栽樹の改変は生じない。また、計画地内に生育する落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約 40 本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。

したがって、現況と同様の植栽内容が維持されると予測する。

2) 緑の量の変化の程度

計画地内は夢の島公園内の円形広場周辺であり、常緑広葉樹（マテバシイ）、落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）の植栽が存在し、現状の緑の面積は約 5,000m²である。

「7. アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の目的及び内容 7.2 内容 7.2.4 事業の基本計画（7）緑化計画」（p. 13 参照）に示したとおり、競技との兼ね合いから計画地内に樹木による緑化は行わないが、フィールドには約 17,000m²の張芝を行う計画としている。したがって、現状の緑の面積約 5,000m²と芝生が消失するが、新たに約 17,000m²の張芝を行うことにより緑地が復元されると予測する。

9.3.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・計画地内に生育する落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約 40 本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。
- ・フィールドには約 17,000m²の張芝を行う計画としている。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としている。
- ・一部の既存樹木は、事前に根回しを行ったうえで移植する。

9.3.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、事業による影響の低減とした。

(2) 評価の結果

事業の実施により、計画地内の常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群の伐採が行われ、約 5,000m²の樹木が減少するが、予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としている。

事業の実施に当たっては、計画地内に新たな樹木による緑化は行わないが、計画地内の落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち樹木診断等により移植すると判断した高木約 40 本を、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。これにより、外来種に関する対策に寄与し、適切な生態系の保持につながるとともに、過密な植栽密度による視界の閉塞を緩和することで、公園利用時の安全性の向上にも繋がるものと考ええる。加えて、計画地内には事業の実施前と同様に新たに約 17,000m²の張芝を行う計画としており、現状における公園内の開放的な緑地空間の機能は維持され、事業による影響を低減するものと考ええる。

以上のことから、計画地における植栽樹林は一部減少するものの、高木の移植や張芝による緑地空間の創出により、評価の指標は満足するものと考ええる。

